給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第７号

鹿児島県鹿児島市上福元町3841番地　クィーンハタナカ203号

再生債務者　八反田　良

1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月６日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第４号

千葉県木更津市東太田１丁目15番８号　グリーンコーポ有住201

再生債務者　武井　龍彌

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月１日まで

平成30年１月17日

千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（再ロ）第９号

埼玉県所沢市南住吉22番21号

再生債務者　相馬　勝昭

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月16日まで

平成30年１月16日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第１０号

埼玉県所沢市南住吉22番21号

再生債務者　相馬　恵美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月16日まで

平成30年１月16日

さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

福岡県大川市大字榎津280番地40

再生債務者　森　　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月17日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１２号

岡山県倉敷市宮前461番地１　レオパレスアムールⅡ107（開始決定時の住所）神戸市垂水区名谷町440―101

再生債務者　原田　知幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月16日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第４号

愛知県安城市池浦町丸田227番地

再生債務者　品川　武志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月17日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２９年（再ロ）第５４号

大阪府高槻市日向町30番４号

再生債務者　野本　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月16日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第８号

埼玉県入間市大字新光463番地５

再生債務者　穐山　敏子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月17日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第２０号

横浜市鶴見区東寺尾中台31番23号

再生債務者　稲垣　浩治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月17日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月十八日

掲載頁　二四五頁（号外第十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月十八日

掲載頁　二四六頁（号外第十号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月十八日

掲載頁　二四九頁（号外第十号）

（丁）計算書類の公告義務はありません。

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月十八日

掲載頁　二四九頁（号外第十号）

平成三十年一月二十五日

東京都港区浜松町二丁目一番一六号ＳＶＡＸ浜松町Ⅱビル

（甲）株式会社ハート財産パートナーズ

代表取締役　林　　弘明

東京都港区浜松町二丁目一番一六号ＳＶＡＸ浜松町Ⅱビル

（乙）株式会社ハートアセットコンサルタンツ

代表取締役　林　　弘明

東京都港区浜松町二丁目一番一六号ＳＶＡＸ浜松町Ⅱビル

（丙）株式会社ハートビルダー

代表取締役　林　　弘明

東京都港区浜松町二丁目一番一六号ＳＶＡＸ浜松町Ⅱビル

（丁）有限会社エムプランニング

取締役　松本　　淳

東京都港区浜松町二丁目一番一六号ＳＶＡＸ浜松町Ⅱビル

（戊）株式会社ハートジョイント

代表取締役　松本　　淳

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.alohatable.com

平成三十年一月二十五日

愛知県名古屋市中区栄三丁目一一番二三号

（甲）株式会社ゼットン

代表取締役　鈴木　伸典

愛知県名古屋市中区栄三丁目一一番二三号

（乙）株式会社アロハテーブル

代表取締役　稲本　健一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年十一月六日

掲載頁　三頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成三十年一月二十五日

愛知県小牧市間々本町二〇〇番地

（甲）株式会社コロナワールド

代表取締役　室橋　義隆

愛知県小牧市間々本町二〇〇番地

（乙）有限会社駒

代表取締役　室橋　義隆